

# 事故防止のための指針

## 社会福祉法人 守幼会 雷鳥保育園

### 1 事故防止の基本的な考え方

当施設では、安全で質の高い保育を提供するために、子どもの保育の安全性の向上、職員の健康管理、事故防止に努め、必要な体制を整え、職員全体で事故防止に向けた取り組みを行います。事故が発生した場合には、職員が速やかに適切な対応が行えるよう、また事故を未然に防ぐために必要な研修や知識の習得に努めます。

### 2 事故防止のための体制

保育事故発生の防止及び再発防止等に取り組むにあたり、「事故防止のための検討委員会」(以下「事故防止検討委員会」という。)及び「事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者」(以下「安全管理担当者」という。)を設置します。

#### (1) 事故防止検討委員会の設置

##### ① 設置の目的

施設内外の保育事故を未然に防止及び再発防止のための対策を検討し、安全かつ適切で質の高い保育を提供する体制を整備します。万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い全体で取り組むことを目的とします。

##### ② 事故防止検討委員会の構成員

- A 施設長、管理者
- B 主任保育士
- C 保育士(安全管理担当者)、保育士(前年度安全管理担当者)
- D 看護師
- E 栄養士

この委員の統括責任者は施設長とします。

##### ③ 事故防止検討委員会の開催

定期的に月1回開催し、保育事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。設備や備品の安全性を確認し点検を行います。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

##### ④ 事故防止検討委員会の役割

A事故未然防止のためのマニュアル、ヒヤリハットの周知と共有、事故報告書の整備を行います。

B事故報告の分析をし、事故発生防止のための改善策を検討します。

CBによって検討された改善策を実施するために全職員に対して周知徹底を

図ります。

## (2) 安全管理担当者の設置

事故発生を防止するための体制として専任の担当者を設置し、必要な措置を適切に実施するよう努めます。

## 3 保育事故発生時の対応に関する基本方針

当施設で提供する保育中にて事故が発生した場合、当施設は利用者に対し、必要な処置を講じる等適切な事故対応を行います。また、事故の状況及び処置については必ず記録をし、損害賠償の責を負う必要があるときは、速やかに応じるものとします。

### ① 保護者に対する連絡と説明

保護者への連絡は、あらかじめ指定された緊急連絡先へ速やかに連絡を行い事故発生状況及び保育士の対応状況を報告します。

### ② 市に対して保育事故の報告を行います

### ③ 事故発生時の対応についてはフローチャートに沿って行います

### ④再発防止に向けて

事故報告書を基に発生時の状況を分析することにより保育事故の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を事故防止検討委員会を中心として検討し、その内容を職員へ周知した上で実施する。

分析→要因の検証→改善策の立案→改善対策の実践と結果の評価

## 4 事故発生防止のための基本方針の公表

この指針は、利用者等の求めに応じ、いつでも当施設内にて閲覧することができるとともに、当法人ホームページにも掲載します。

この指針は、令和3年4月1日より適用する